

## 調査計画

### 1 調査の名称

建設工事統計調査

### 2 調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業許可業者」という。）

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

①建設工事施工統計調査票（以下「施工調査票」という。）

約11万業者（母集団の大きさ 建設業許可業者：約48万業者）

②建設工事受注動態統計調査票甲（共通）（以下「動態調査票甲」という。）

約12,000業者（母集団の大きさ 建設業許可業者：約48万業者）

③建設工事受注動態統計調査票乙（大手建設業者）（以下「動態調査票乙」という。）

49業者（母集団の大きさ 建設業許可業者：約48万業者）

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

①施工調査票

建設業許可業者を資本金階層別・層化業種別に分類し、次の条件に基づき抽出。

○国土交通大臣の許可を受けた者（以下「大臣許可業者」という。）は全数抽出

○都道府県知事の許可を受けた者は次の条件に基づき抽出

・資本金又は出資金が3,000万円以上の業者は全数抽出

・舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数抽出

・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定（※）して抽出（都道府県別に均等抽出）

【※抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、6つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグループは全数抽出とし、残りの5つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

②動態調査票甲

建設業許可業者を母集団とし、建設工事施工統計調査の標本抽出を第1相とする層化2相抽出法により抽出。

第2相の標本抽出については、建設工事施工統計調査の結果を利用し、次の条件に基づき抽出

○完成工事高が1億円未満の業者は抽出しない

○完成工事高が50億円以上の業者は全数抽出

○上記以外の業者については、完成工事高及び公共元請完成工事高に基づき完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定（半数は都道府県別業者数に応じて抽出し、残りの半数は都道府県別に均等抽出）

③動態調査票乙

完成工事高が比較的大きい業者のうち、国土交通大臣が指定した業者について有意抽出

(3) 報告義務者：建設業許可業者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

①施工調査票

- ・企業名及び所在地
- ・経営組織
- ・資本金又は出資金
- ・有形固定資産
- ・業態別工事種類
- ・就業者数
- ・国内建設工事の年間完成工事高
- ・兼業売上高
- ・国内建設工事の年間受注高
- ・建設業の付加価値額及び原価等
- ・都道府県別元請完成工事高（大臣許可業者及び資本金又は出資金の額が2,000万円以上の法人で都道府県知事の許可を受けたもの）

[集計しない事項の有無] □無 ■有

企業名及び所在地の事項は、回答状況の確認及び督促・疑義照会に用いるものであり、集計は行わない。

②動態調査票甲

- ・企業名
- ・所在地
- ・許可番号
- ・経営組織
- ・資本金又は出資金
- ・国内建設工事の月間受注高
- ・公共機関からの受注工事（1件500万円以上の元請工事に限る）
  - イ 工事名
  - ロ 施工場所
  - ハ 発注機関
- ニ 目的別工事分類
  - ホ 工事区分
  - ヘ 工事種類
  - ト 受注形式
  - チ 請負契約額
- リ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事（以下「JV工事」という。）の持分額
  - ヌ 完成予定年月
- ・民間等からの受注工事（土木工事及び機械装置等工事については1件500万円以上、建築工事・建築設備工事については1件5億円以上の元請工事に限る）
  - イ 工事名
  - ロ 施工場所
  - ハ 発注者
- ニ 工事種類
  - ホ 工事区分
  - ヘ 請負契約額
- ト 完成予定年月

[集計しない事項の有無] 無 有

企業名、所在地、公共機関からの受注工事のうち「イ 工事名」・「リ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体により受注した工事の持分額」及び民間等からの受注工事のうち「イ 工事名」の事項は、回答状況の確認及び督促・疑義照会に用いるものであり、集計は行わない。

### ③動態調査票乙

- ・発注者別及び工事種類別の月間受注高
- ・施工場所別の月間受注高
- ・月間施工高及び月末の手持ち工事高

[集計しない事項の有無] 無 有

## (2) 基準となる期日又は期間

### ①施工調査票

決算期が3月31日である建設業許可業者にあっては毎年3月31日、その他の建設業許可業者にあっては毎年3月31日前の直近の決算期までの1年間（就業者数については、7月1日現在）

### ②動態調査票甲・乙

毎月1日から末日

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

- (郵送調査) 国土交通省 — 都道府県 — 報告者  
(調査員調査) 国土交通省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者  
(オンライン調査) 国土交通省 — 報告者

### (2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)  
調査員調査 その他 ( )

### [調査方法の概要]

- ・調査員調査

統計法(平成19年法律第53号)第14条の規定に基づき、都道府県知事が統計調査員を置いた場合、その指揮監督の下で、同統計調査員は調査票の配布、収集及びこれらに付帯する事務を行う。

- ・郵送調査

都道府県から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを提出期限までに返送する。

- ・オンライン調査（施工調査票及び動態調査票甲）

以下のいずれかの方法により行う。

- (ア) 国土交通省オンラインシステム

国土交通省が報告者に対し、国土交通省が用意するオンラインシステム（以下「国土交通省

オンラインシステム」という。）用のID・パスワードを郵送又は電子メールにより配布する。

報告者は、国土交通省オンラインシステムにアクセスし、回答する。

- (イ) 政府統計共同利用システム（e-Survey）

利用希望があった報告者に対し、国土交通省がID・パスワードを電子メールにより配布する。

報告者はe-Surveyにアクセスし、回答する。

- ・オンライン調査（動態調査票乙）

以下のいずれかの方法により行う。

- (ア) 国土交通省オンラインシステム

国土交通省が報告者に対し、国土交通省オンラインシステム用のID・パスワードを電子メー

ルにより配布する。報告者は、国土交通省オンラインシステムにアクセスし、回答する。

- (イ) 電子メール

利用希望があった報告者に対し、国土交通省がExcel調査票を電子メールにより配布する。

報告者はExcel調査票に入力し、電子メールにより提出する。なお、電子メールの送受信に当

たっては、個々の調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワ

ードを設定し、セキュリティ対策を講ずる。

- ・督促・疑義照会

国土交通省から調査事務を受託した民間事業者が、督促及び疑義照会を行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- ①施工調査票：

1回限り  每月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  その他 ( )

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

- ②動態調査票甲・乙：

1回限り  每月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  その他 ( )

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

## (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ①施工調査票（調査の実施期間）：毎年7月1日～9月30日
- ②動態調査票甲（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月10日
- ③動態調査票乙（調査票の提出期限）：調査対象月の翌月20日

## 8 集計事項

### ①施工調査票

- ・専業・兼業別、大臣・知事許可別、業種別、経営組織別、資本金階層別一企業数
- ・大臣・知事許可別、経営組織別、業種別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・専業・兼業別、大臣・知事許可別、経営組織別、業種別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・経営組織別、大臣・知事許可別、業種別、資本金階層別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業）
- ・大臣・知事許可別、業種別、完工工事高規模別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・大臣・知事許可別、業種別、従業者規模別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・大臣・知事許可別、企業所在都道府県別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・業種別、企業所在都道府県別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高
- ・経営組織別、資本金階層別、企業所在都道府県別一企業数、完工工事高、受注高、就業者数、付加価値額及び原価等、有形固定資産高、兼業売上高（建設業専業企業）
- ・業種別、施工都道府県別一施工企業数、元請完工工事高

### ②動態調査票甲

#### i 月次・年次・年度次に共通する集計事項

- ・発注機関別、工事種類別、元請・下請別一受注高
- ・業者所在地域別、業種別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・業者所在都道府県別、発注機関別、元請・下請別一受注高
- ・経営組織別・資本金階層別、受注高規模別、業種別、発注機関別、元請・下請別一受注高

- ・発注機関別一請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別一請負契約額
- ・工事種類別一請負契約額
- ・発注機関別、施工都道府県別一請負契約額
- ・発注機関別、施工地域別一請負契約額
- ・発注者別一請負契約額
- ・発注者別、工事種類別一請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工都道府県別一請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工地域別一請負契約額

## ii 月次のみの集計事項

- ・発注機関別、工事区分別一工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・施工地域別、工事区分別一工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・経営組織別・資本金階層別、工事規模別一請負契約額

## iii 年度次のみの集計事項

- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、業者所在都道府県別、業者所在地域別、発注者別、工事種類別、元請・下請別一受注高
- ・業種別、受注高規模別、発注者別、工事種類別、元請・下請別一受注高
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事種類別、工事区分別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、工事区分別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、工期別一工事件数、請負契約額
- ・大臣・知事許可別、経営組織・資本金階層別、目的別工事分類別、工事規模別、発注機関別一工事件数、請負契約額
- ・発注機関別、目的別工事分類別、完成年度区分別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・業種別、目的別工事分類別、工事区分別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・目的別工事分類別、工事種類別、工事規模別、工期別、工事区分別一工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額

- ・発注機関別、目的別工事分類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・大臣・知事許可別、発注機関別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・発注機関別、施工都道府県別、施工地域別、工事規模別－工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・業種別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・業者所在都道府県別、施工都道府県別、施工地域別、経営組織・資本金階層別－請負契約額
- ・目的別工事分類別、工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額、JV工事1件当たりの請負契約額
- ・目的別工事分類別、施工都道府県別、施工地域別、工事規模別－工事件数、請負契約額、JV工事件数、JV工事請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、工事規模別、工期別、工事区分別－工事件数、請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、工事規模別、工事区分別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額
- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、工事種類別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額
- ・業者所在都道府県別、施工都道府県別、施工地域別、経営組織・資本金階層別－請負契約額
- ・発注者別、工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別、完成年度区分別－工事件数、請負契約額
- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額
- ・大臣・知事許可別、業種別、経営組織・資本金階層別、施工都道府県別、施工地域別、発注者別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額
- ・工事種類別、施工都道府県別、施工地域別、工事区分別－工事件数、請負契約額、1件当たりの請負契約額

### ③動態調査票乙

i 月次・年次・年度次に共通する集計事項

- ・発注者別、工事種類別一受注高
- ・発注者別、工事種類別一大規模工事件数、受注高（注：動態調査票甲の情報を用いて集計）

ii 月次のみの集計事項

- ・工事種類別一施工高（月間）、手持ち工事高
- ・施工都道府県別一受注高

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

- ①施工調査票：毎年度末
- ②動態調査票甲：調査対象月の翌々月の10日前後
- ③動態調査票乙：調査対象月の翌月の末日

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

使用しない

調査票の業態別工事種類及び集計結果の表章に使用する業種は、建設業法の別表第一に掲げる工事種類及び建設事業の種類を基本とし、日本標準産業分類における細分類又は小分類の分類項目を参考に適宜追加する。また、集計結果の表章には、日本標準産業分類の中分類の一部を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

- ・記入済み調査票：2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

国土交通大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5 (1) 報告を求める事項」のうち、以下の事項

①施工調査票

- ・就業者数
- ・国内建設工事の年間完成工事高

- ・国内建設工事の年間受注高
- ・有形固定資産
- ・兼業売上高
- ・建設業の付加価値及び原価等

②動態調査票甲

- ・国内建設工事の月間受注高
- ・請負契約額
- ・J V工事の持分額

## 建設工事統計調査の抽出方法及び母集団推計方法の概要

### 1 建設工事施工統計調査

#### (1) . 標本抽出方法

本調査は建設業法に定められた建設業の許可を有する建設業者（以下、「建設業許可業者」という）を母集団とし、以下の層化抽出の方法によって抽出した標本調査である。

完成工事高の総計の相対誤差を10%とした場合の標本サイズは約11万業者であり、建設業許可業者（建設工事施工統計調査の調査対象年度末現在の許可業者、約48万業者）を資本金階層別、層化業種別に分類し、下記に示した条件に基づいて抽出する。

建設業許可業者 約48万業者  
(令和5年度末現在)

- 大臣許可業者は全数
- 知事許可業者は以下のとおり
  - ・資本金又は出資金が3千万円以上の業者は全数
  - ・舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数
  - ・上記以外の許可業者について、資本金階層別（7層）、層化業種別（21層）に分類し、各層毎に抽出率を設定して、各層ごとの標本サイズを決定
  - ・対象業者は、各層の標本サイズに従い都道府県へ均等に割り当てる

建設工事施工統計調査 約11万業者

#### (2) . 抽出率の設定方法

全数抽出層以外業者について、各層の完成工事高の標準偏差の小さい順にAからFまでの6つのグループに分類し、Fグループは全数抽出とし、A～Eの各グループについては、ネイマン配分により抽出率を設定。

なお、各層のグループ分類は、5年に一度、その時点での最新の調査データに基づき、見直しを行う。

標準偏差によるグループの区分方法

グループ名	標準偏差（百万円）
A	～ 50未満
B	50 ～ 100未満
C	100 ～ 200未満
D	200 ～ 300未満
E	300 ～ 500未満
F	500 以上

## 層別のグループの区分（知事許可業者）

許可区分：知事		令和4年3月末 現在						
層化業種	資本金階層	個人	0～200万円未満	200万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～2000万円未満	2000万円～3000万円未満	3000万円以上
1. 一般土木建築工事業	C	B	C	C	D	F		
2. 土木工事業	A	B	B	C	E	E		
3. 舗装工事業				悉皆				
4. しゅんせつ工事業	A	B	C	C	C	E		
5. 建築工事業	A	B	C	C	E	F		
6. 大工工事業	A	B	B	C	D	D		
7. とび、土工、コンクリート工事業	A	B	C	C	E	D		
8. 鉄骨工事業	A	B	B	C	E	F		
9. 鉄筋工事業	A	A	C	C	E	D		
10. 石工、れんが、タイル、ブロック	B	C	C	C	D	F		
11. 左官工事業	A	A	B	B	C	D		
12. 屋根工事業	A	B	B	C	E	D		
13. 板金、金物工事業				悉皆				
14. 塗装工事業	A	B	B	B	C	D		
15. その他職別工事業	A	A	B	C	D	E		
16. 電気工事業	A	A	B	B	C	D		
17. 電気、通信信号装置工事業	A	B	C	B	C	E		
18. 管工事業	A	B	B	B	C	D		
19. さく井工事業				悉皆				
20. 機械器具設置工事業	A	B	B	C	C	F		
21. その他設備工事業	A	B	B	B	C	E		

### (3) . 欠測値の補完

建設業法に基づく経営事項審査や決算の変更届を提出した業者の行政記録情報をもとに、未回収業者の代替標本を作成している。

さらに、経済センサス-活動調査等に基づき、実績があると考えられる業者相当分をウエイトで補完している。

ウエイト＝（回収業者数＋実績があると考えられる業者相当分）／回収業者数

※ウエイトは層別に算出。また、上記式において、未回収業者の代替標本は、回収業者数に含む。

### (4) . 母集団の推計方法

各層毎に設定された抽出率の逆数に、「(3) . 欠測値の補完」において算出したウエイトを乗じることにより、推定値を算出する。

$$\text{推定値} = \text{ウエイト} \times (1/\text{層別抽出率}) \times \text{回答項目}$$

## 2 建設工事受注動態統計調査

### (1) . 標本抽出方法

制度創設時の検討において、受注高の標準誤差率（全国計で 0.67%）と報告者及び都道府県の負担を勘案して設定した標本サイズは約 12,000 業者であり、

①前年度実施の建設工事施工統計調査の調査対象名簿をもとに

②前々年度の完成工事高により、以下の表の条件により抽出

#### 【甲調査】

- ・完成工事高が 1 億円未満の業者は抽出しない
- ・完成工事高が 50 億円以上の業者は全数抽出
- ・上記以外の業者については、完成工事高及び公共元請完成工事高に基づき完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定（半数は都道府県別業者数に応じて抽出、残りの半数は都道府県別に均等抽出）

#### 【乙調査】

- ・完成工事高が 50 億円以上の層から、大手建設業者を有意抽出

		完 成 工 事 高 (前々年度)			
		1億未満	1億以上	10億以上	50億以上
公共元請 完成工事高	3千万未満	×	○	○	◎
	3千万以上	×	○	○	◎
	3億以上	—	○	○	◎
	10億以上	—	—	○	◎

凡例 ◎:全数調査 ○:標本抽出 × :抽出しない —:存在しない

### (2) . 母集団の推計方法

調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。復元母集団は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者の名簿である。

建設工事受注動態統計調査は、調査実施の前々年度末における建設業許可業者のうち、建設工事施工統計調査の回答業者の中から抽出を行っている。

この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数、建設工事受注動態統計調査の回収率の逆数及び建設工事施工統計調査における未回答業者の欠測値補完方法に基づく乗率を各標本の調査結果に乘じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。

なお、乙調査は有意抽出調査であり、母集団への復元を行わない。